

令和4年度
第2回社会福祉審議会資料

令和5年2月

目 次

審議事項

- ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和5年度当初分）協議優先順位について
．．． P 1
- イ 子ども・子育て支援施設整備交付金について
．．． P 7

報告事項

- ア 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定について
．．． P 10
- イ 第2期鳥取県再犯防止推進計画の策定について
．．． P 19
- ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位について
．．． P 21
- エ 鳥取県立バリアフリー美術館について
．．． P 25
- オ 「あいサポート運動」の取組状況等について
．．． P 26
- カ 手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業について
．．． P 28
- キ きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』の設置について
．．． P 29
- ク 鳥取県医療的ケア児等支援センターの設置について
．．． P 30
- ケ 福祉・医療施設感染対策センター（社会福祉施設）の取組状況について
．．． P 31
- コ とっとりリトルベビーハンドブックについて
．．． P 32
- サ 安心こども基金、保育所等整備交付金により整備を行う保育所等について（報告）
．．． P 34
- シ 保育所等における不適切行為への対応について
．．． P 37
- ス 教育・保育施設等における安全・安心推進への取組について
．．． P 39
- セ 令和5年度当初予算案（主要項目）について
【別途送付】

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和5年度当初分）協議優先順位について

ささえあい福祉局福祉監査指導課・障がい福祉課

令和5年度当初予算における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、その優先順位をお諮りするものです。

1 令和5年度社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位について

令和4年度第1回社会福祉審議会でお諮りしている「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準」に基づき、下記のと通りの優先順位とする。なお、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合もある。

記

整備区分 S（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当は3件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
1	特定非営利活動法人幸伸 （ふくわうちグループホーム（仮））	・共同生活援助 ・短期入所	創設（新設） <u>※令和4年度国補正協議中</u>
2	社会福祉法人敬仁会	・救護施設	大規模修繕 （多床室の個室化）
3	社会福祉法人光生会 （米子ワークホーム）	・施設入所支援 ・生活介護 ・就労継続支援 B 型 ・就労移行支援	大規模修繕 （非常用自家発電設備の更新） <u>※令和4年度国補正協議中</u>

※基準～抜粋～

- (1) ①強度行動障がい児者、②重度障がい児者（生活介護、グループホーム、放課後等デイサービス、短期入所に限る）を
対象とする定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。）
- (2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。
- (3)施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①～⑥の順で優先とする。）

整備区分 A（定員を増加させる整備） ⇒ 該当なし

整備区分 B（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当は1件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
4	社会福祉法人敬仁会	・救護施設	大規模修繕 （給湯用チャラー更新）

※基準～抜粋～

- (1)安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。
- (2)利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。
- (3) (1)、(2)以外の修繕等。

※令和4年度国補正事業で上位の事業者が採択された場合は、下位の事業者の順位をそれぞれ繰り上げる。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準

令和4年11月17日
ささえあい福祉局障がい福祉課

I 目的

令和5年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。なお、令和4年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) ①強度行動障がい児者、②重度障がい児者(生活介護、グループホーム、放課後等デイサービス、短期入所に限る)の定員を増加させる整備。(①、②の順で優先とする。)	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3) 施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。(消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。)(①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。)	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急的に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(4) 地域生活支援拠点に位置づけられる施設整備に係る経費。(定員・面積の多い施設を優先する。)	障がい児者の重度化等や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があるため。

整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①重度障がい児者（S(1)②で対象の施設以外）、②精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	重度障がい児者、精神障がい者の地域移行を促進するため。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい児者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

2 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

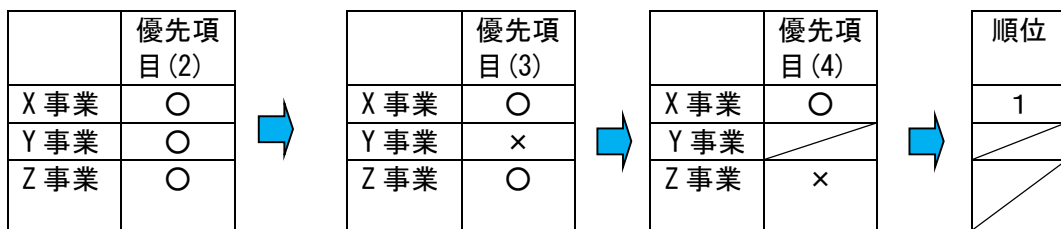
(2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

<例>

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先とする。

【参考】令和4年3月10日付厚生労働省社会・援護局事務連絡

＜優先順位を付す際の指標＞

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- シ アスベストの除去等の整備を図るもの
- ス 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- セ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- ソ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- タ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- チ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
- ツ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- テ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- ト 障害児入所施設に入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

【令和5年度当初】社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

【S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ○は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 費支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目				備考
													(1)強度・重度の受入 +定員	(2)感染症等の 感染拡大対策	(3)防災対策 を行う整備	(4)地域生活 支援拠点	
1	特定非営利活動法人 幸伸	理事長 岡本 真貴	ふくわうちグループホーム (仮)	(共同生活援助) (短期入所)	創設	重度障がい者向けの共同生活 援助(田中サードピア支援型グ ループホーム)の新設	共同生活援助18(0) 短期入所4(0)	米子市	140,718	66,600	44,400	74,118	494.36 (合計4 強度2 重度2)				R4国補正 協議中
2	社会福祉法人歌に会	理事長 藤井 一博	ゆりはま大平園	教護施設	大規模修繕	多居室の個室化	教護施設入所 80(80)	湯梨浜町	2,552	1,914	1,276	638	○				
3	社会福祉法人光生会	理事長 藤田 真治	米子ワークホーム	障害者支援施設 ・施設入所支援 ・生活介護 ・障害者訓練支援B ・障害者移行支援	大規模修繕	非常用自家発電設備の更新	生活介護10(10) 障害者訓練支援24(24) 障害者移行支援6(6) 施設入所支援34(34)	米子市	7,480	5,610	3,740	1,870			○		R4国補正 協議中
小 計										74,124	49,416	76,626					

【A 定員を増加させる整備】⇒ 該当なし

【B 定員の増加を伴わない建て替え、改修等の整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ○は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 費支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目							備考
													(1)安全確保 の迅速改善	(2)利用者 の迅速改善	(3)その他の 修繕	(4)入所施設 居住カーブス	(5)強度・重度 の受入(定員の 増分)	(6)雇用年数 に対する経過 年数の割合	(7)補助金 の受入(受入 の割合)	
4	社会福祉法人歌に会	理事長 藤井 一博	ゆりはま大平園	教護施設	大規模修繕	給湯用チャージ更新	教護施設入所 80(80)	湯梨浜町	15,070	11,302	7,534	3,768	○							
小 計										11,302	7,534	3,768								
合 計										85,426	56,950	80,394								

※優先順位1位と3位の施設については、令和4年度国補正事業で上位の事業者が採択された場合は、下位の事業者の順位をそれぞれ繰り上げる。

子ども・子育て支援施設整備交付金について

子育て王国課

市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備に係る国庫補助（子ども・子育て支援施設整備交付金）の協議にあたり、対象施設の選定に係る妥当性及び選定基準との整合性について、審議をお願いします。

【令和5年度基本的整備方針及び選定基準（予定）】

「令和4年度子ども・子育て支援施設整備交付金の交付に係る協議等について（令和4年2月14日付府子本第125号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知」抜粋

※令和5年度についても同じ内容で令和5年2月中に発出される予定。（R5.1.6内閣府聴取）

1 基本的整備方針について

(1) 放課後児童クラブの整備について

- ① 放課後児童クラブ未設置市町村における創設のための整備
- ② 「新・放課後子ども総合プラン」の推進のため、放課後子供教室と一体となって実施することとされている放課後児童クラブの創設等のための整備
- ③ 1支援単位当たりの登録児童数が71人以上のクラブにおいて、その規模を改善するために行う整備
- ④ 既存クラブの受入枠の拡大に繋がる整備
- ⑤ 既存クラブの耐震化に対応するための整備
- ⑥ アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
- ⑦ 木材利用の積極的活用を図る整備

なお、1支援単位当たりの登録児童数が整備後も71人以上となるクラブについては、協議の対象外とする。

2 協議対象施設について

基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえること。

<選定基準と審査結果> 今回協議対象施設：第1船岡児童クラブ、第2船岡児童クラブ

選定基準	内容	審査結果
ア 市町村の整備計画	協議対象施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき定めた市町村子ども・子育て支援事業計画において、具体的に記載されていることを確認すること。	八頭町子ども・子育て支援事業計画に記載されている。
イ 事業実施の担保	市町村が、本交付金を財源の一部として、社会福祉法人等に対して補助金を交付する事業については、間接補助先となる社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正で、当該施設の整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることを確認すること。	公立クラブのため判断不要。
ウ 用地確保状況の把握	契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。	町有地（公図で確認済）
エ 民間補助金との調整	協議対象施設整備が民間補助金の申請と重複しないこと。	民間補助金の申請をしない旨確認済。

施設整備概要（第1船岡児童クラブ、第2船岡児童クラブ）

1 事業概要・目的

第1船岡児童クラブは老朽化しており、改築が必要である。第2船岡児童クラブは図書館を借用し実施しており、第1船岡児童クラブと第2船岡児童クラブを同じ場所で行うことができるよう第1船岡児童クラブを増改築し、第2船岡児童クラブを第1船岡児童クラブの建物内に移転する。

(1) 第1船岡児童クラブ

八頭町が平成12年に民家を購入し、開所しているが、老朽化及び耐震化に対応するために既存建物を改築（木造2階建から木造平屋建）するもの。（改築中は公民館の空き部屋を活用予定）

(2) 第2船岡児童クラブ

児童数の増加に対応するため、令和4年度から船岡図書館2階（船岡地区公民館の一部）で開所している。第1船岡児童クラブの改築に伴い、同建物内に第2船岡児童クラブを移転する。

2 整備内容

(1) 建物の構造 第1クラブ整備前：木造瓦葺2階建

延床面積：141.91㎡（1階106.99㎡、2階34.92㎡）

第1クラブ整備後：木造平屋建

延床面積：約170㎡

※設計図面については八頭町が作成中。

(2) 利用定員 各40人ずつ

(3) 施設面積 第1船岡児童クラブ 80㎡

第2船岡児童クラブ 85㎡

(4) スケジュール 着手時期：令和5年4月

完成時期：令和6年1月末

開所時期：令和6年2月

(5) 敷地情報 八頭町船岡534-7（所有者：八頭町）、293.47㎡



令和5年度放課後児童クラブの施設整備について

(単位：千円)

工事区分	施設名 (支援の単位ごと)	整備年度	整備予定期	設置主体	事業費(見込み)	補助の内訳(見込み) ()内は負担割合			事業計画の概要	※選定基準			
						国費	県費	市町村 村費		ア	イ	ウ	エ
改築	第1船岡児童クラブ	令和5年度	八頭郡 八頭町 船岡534 番地7	八頭町	29,060	9,686 (1/3)	9,686 (1/3)	9,688 (1/3)	現在使用している第1船岡児童クラブを改築して、併せて他施設で実施している第2船岡児童クラブを第1船岡児童クラブ建物内に移転する <整備内容> 第1船岡児童クラブ：八頭町が平成12年に民家を購入し、開所しているが、老朽化及び耐震化に対応するために既存建物を改築するもの。 第2船岡児童クラブ：児童数の増加に対応するため、令和4年度から船岡図書館2階(船岡地区公民館の一部)で開所している。第1船岡児童クラブの改築に伴い、同建物内に第2船岡児童クラブを移転する。 (1) 建物の構造 木造平屋建て (2) 利用定員 各40人ずつ (3) 施設面積 第1船岡児童クラブ 80㎡ 第2船岡児童クラブ 85㎡ (4) スケジュール 着手時期：令和5年4月 完成時期：令和6年1月末 開所時期：令和6年2月 (改築工事中における第1船岡児童クラブの活動場所は公民館の空き部屋を活用予定)	○	— (公立 クラブ のため 判断不 要)	○	○
	第2船岡児童クラブ					9,350 (1/3)	9,350 (1/3)	9,350 (1/3)		○	— (公立 クラブ のため 判断不 要)	○	○

※選定基準 ア：市町村整備計画、イ：事業実施の担保、ウ：用地確保状況の把握、エ：民間補助金との調整

【交付金の申請について】

- ・1つの放課後児童クラブの支援の単位ごとに交付金の申請を行うこと。
本案件のように、1つの建物において2単位の施設整備を行う場合についてもそれぞれの単位ごとに交付金の申請を行うこと。(R5.1.13内閣府に聴取)
- ・補助基準額は1支援単位であり、改築における本体工事費の基準額は29,060千円である。
- ・今回工事における全体の工事費は64,416千円である。(内訳：第1船岡児童クラブの工事費36,366千円、第2船岡児童クラブの工事費28,050千円)
- ・補助対象事業費は、第1船岡児童クラブ29,060千円(基準額まで)、第2船岡児童クラブ28,050千円となる。

<参考>放課後児童クラブの支援単位

支援の単位は、放課後児童クラブにおいて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。(厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施要綱」)

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例の制定について

福祉保健課

核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等によって、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050問題など、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになりました。これらの解決には、周囲の理解や協力を得ながら「支え愛」の理念の下、きめ細やかな対策が必要であることから、県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、人々の絆を活かし、誰一人取り残さない社会づくりを推進するための条例を検討し、今年1月1日に施行しましたので報告します。

【概要】 条文全文は別紙のとおり

1. 目的

この条例は、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにし、相互の連携と協力により、援助者、被援助者及びその他の家族等（以下「特定援助者等」という。）の支援（以下「支援」という。）に取り組むために必要な事項を定めることにより、援助を行う者と援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

2. 基本的な考え方

- ア 特定援助者（援助を必要とする親族等の身近な者に無償で介護等の「家庭内援助」を行う者をいう。）等への支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるよう行われなければならない。
- イ 支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等（福祉、医療、保健、就労、教育等の業務を行い、その業務を通じて、日常的に支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。）、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

3. 県・市町村の責務

- ア 県は、支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係機関等及び民間支援団体と有機的に連携を図るとともに、情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。
- イ 市町村は、法令等に基づくサービスのほか支援に関する施策に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備等に主体的に取り組むよう努める。
- ウ 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって、支援するよう努める。

4. 県民等の役割

- ア 県民は、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の支援に努める。
- イ 事業者は、雇用している者等が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努める。

ウ 関係団体等は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の有無、他に家庭内での援助が必要な者がいないか把握に努める。

エ 教育に関する業務を行う関係機関は、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努める。

5. 個人情報の活用と保護

県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を、法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て、共有するよう努める。

6. 支援等の推進

ア 県は、市町村と連携協力して、必要な支援に関する施策を推進する。

(ア) 特定援助者等に対する一般的施策

- ・ 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進
- ・ 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用等によって支援
- ・ 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備・充実。相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスなどを活用
- ・ ピアサポートの推進や自助グループの育成
- ・ 特定援助者等に対する包括的な支援 など

(イ) ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策

- ・ 特定援助者の負担軽減に必要な支援
- ・ 特定援助者等及び県民が援助の方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施等
- ・ 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及啓発 など

(ウ) 障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策

- ・ 福祉サービス・生活訓練・就労支援等の充実
- ・ 特定援助者の高齢化等により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援 など

イ 県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の支援又は支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。

ウ 県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実等により、必要な普及啓発を行う。

エ 県は、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

7. 施策の推進、検証等

県は、支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を置く。

【参考】 条例制定に向けた取組及び主な意見

- 家庭支援研究会の開催（2022年5月27日～11月8日、当事者や支援者17人・6回開催）
 - ・ヤングケアラーの「家庭の役に立っている」という誇りが踏みにじられない制度を考えたい。
 - ・本当に辛い時は自分で抱え込んで相談に来ないのでニーズの把握が難しい。
 - ・「誰一人取り残さない」という考えはよいが、条例名に入れると、ひきこもりの当事者には自分が責められているようで辛い。
- 当事者や支援者の団体へのアンケート、意見交換（同年7月4日～9月14日、16団体）
 - ・地域の人は見守ってほしい。わかる人がいてくれることが心の平安につながる。
 - ・介入するのは専門職が望ましい。情報や知識のない人の介入は迷惑。
 - ・家族の立場に立った情報の入手先が見当たらない。
- 委託調査の実施（同年7月29日～8月31日、6団体に委託・91件回答）
 - ・高齢の家族は、「家族がお世話をするものだ」と言っている。今後要介護になったとしても、ヘルパーやデイサービスなど利用しないと思われ、一生面倒を自分がみないといけないと思うと辛い。
 - ・おかしいと気づいた時から診断を受けて支援を受けるまでの間、制度やサービスがないが、そこが大事。家族への支援がないと本人の尊厳が守れない。
- 市町村担当者との意見交換（同年8月26日～11月9日、3回開催）
 - ・条例を進めるには住民のマンパワーが必要。人材育成の拡大や充実が急務。
 - ・主体となる市町村の役割を明確にすると現場は動きやすいし意味がある。包括的支援体制でかなりの部分が対応可能
- とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（同年9月14日、行政や民間支援機関等）
 - ・複数の問題を抱える相談者の支援には、関係機関同士の連携が肝。いかに個人情報を守りながら複数の関係機関が関わっていけるか、その環境づくりが重要。

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある 支え愛社会づくり推進条例

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は
全国初

ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、困っている人にちよっとした手助けを行うあいサポートの精神で孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進

○県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化

→ 地域で必要な支援が届いていない方の発見・見守りと支援機関へのつなぎ、関係者で連携した支援の実施 等

○個人情報の活用

→ 支援に必要な情報をできる限り関係機関で共有（法令に情報共有の根拠がない場合は本人同意取得による）

○包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実

→ 高齢、障がいなど課題ごとの縦割りではなく、家族等を包括的に支援する体制整備
→ 地域資源の活用で新たな施策を創設すること等により制度の狭間の方に対応 等

○支援、相談等を担う人材の育成・確保

→ 直接支援やコーディネートを行う高いスキルを持った人材育成等

○必要な各種施策の推進

→ アウトリーチも含めた相談体制充実、ピアサポート推進、レスパイト支援充実、修学支援 等

地域

施行日：令和5年1月1日

ヤングケアラー



産後うつ



老々介護



8050問題



援助を必要とする方、それらの人を援助する身近な方で、孤独・孤立の状態にある方

包括的支援体制

県

市町村

関係機関

県民・事業者

ネットワークの充実

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例をここに公布する。

令和4年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

豊かな自然と歴史的に育まれてきた地域の人々の絆に恵まれた鳥取県では、地域の住民が互いに支え合う温もりのある社会づくりが進められてきた。

しかし、近年、核家族化の進行、都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭内における過重な介護等の負担により学習や就業に支障を来しているヤングケアラーといわれる若者、子育てにおける孤立感等が原因となる産後鬱を発症する者、高齢者が高齢者を介護する老老介護や高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子を支える8050問題といわれる身体的又は精神的負担を負う者等が、本人が望まない孤独を感じ、又は孤立していることが、大きな課題として認識されるようになった。

これらの課題は、本人や家庭内だけで解決することは容易ではなく、周囲の理解を深め、協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の県民生活の実情に即したきめ細やかな対策が必要となっている。

県、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体が一体となって、全ての県民が望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ、人々の絆を活かし、援助を必要とする者の存在に気づき、必要な支援を行う誰一人取り残さない社会づくりを推進することで、全ての県民がふるさと鳥取で安心して暮らし続けることができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、援助を行う者、援助を受ける者及びその他の家族の支援に関し、県及び市町村の責務並びに県民、事業者及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、相互の連携と協力により、その支援に関する施策に取り組むために必要な事項を定め、援助を行う者及び援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支え合う温もりのある社会づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭内援助 高齢、障がい、ひきこもりその他の事由により援助を必要とする者に対して、その家族等(同居又は別居を問わず、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹その他の親族又はその他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)が無償で行う介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) 特定援助者 家庭内援助を行う者をいう。
- (3) 被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者をいう。
- (4) 特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等をいう。
- (5) 特定援助者等支援 特定援助者等に生じる身体的又は精神的負担を軽減させるとともに、孤独・孤立の問題に対応するため、行政若しくは民間が、又は行政と民間との協働により行う支援をいう。
- (6) 関係団体等 福祉、医療、保健、就労、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的に特定援助者等支援に関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (7) 民間支援団体 特定援助者等支援を行うことをその設置目的の一つとする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 特定援助者等支援は、全ての特定援助者等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、自己実現や社会参加をすることができるように行われなければならない。

2 特定援助者等支援は、県、市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、特定援助者等との信頼関係を構築しつつ、特定援助者等が孤独を感じ、又は孤立することのないように共に支え合い生きる支え愛の理念の下で行われなければならない。

- 3 特定援助者等支援においては、全ての特定援助者等が、適切な教育及び就労の機会並びにその他必要なサービスの提供を受ける機会が確保されるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、特定援助者等支援に関する施策を実施するとともに、市町村、事業者、関係団体等及び民間支援団体との有機的連携を図る責務を有する。

- 2 県は、市町村、県民、事業者、関係団体等及び民間支援団体による特定援助者等支援の一層の促進のために情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律に基づくサービス（以下「法令等サービス」という。）の提供及び特定援助者等支援に関する施策の実施に取り組むとともに、包括的な相談支援体制の整備、特定援助者等の社会参加のために必要な支援及び住民相互の交流促進を通じた互いに支え合う地域づくりの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市町村は、法令等サービスによっては十分な援助を受けることができないと考えられる特定援助者等又は必要な援助を受けることができていない特定援助者等に対して、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって、支援するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、あらゆる機会を通じて、特定援助者等についての理解と関心を深めるとともに、見守り及び声かけその他の特定援助者等支援に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、特定援助者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者が特定援助者である可能性があることを認識し、その就労と家庭内援助との両立ができるよう配慮に努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する特定援助者等支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係団体等は、その業務を通じて日常的に特定援助者に関わる可能性があることを認識し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、その家庭内援助の現状並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性の有無、特定援助者の家族等に他に家庭内援助を必要とする者がいないか把握に努めるものとする。

- 3 関係団体等は、特定援助者等支援が必要と考えられる者に対し、特定援助者等支援を行う機関の紹介その他の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 4 教育に関する業務を行う関係団体等は、日常的に児童、生徒、学生その他の教育を受ける者と接する機会を活用し、特定援助者を認知したときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、その家庭内援助の状況並びに特定援助者等の健康状態及び生活状況を確認し、特定援助者等支援の必要性について早期の把握に努めるとともに、早期の支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(個人情報の活用と保護)

第9条 県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による個人情報の共有は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。

- 3 第1項の規定により共有する個人情報の内容及び共有する者の範囲は、必要な最小限のものとしなければならない

らない。

(特定援助者等支援に関する施策の推進)

第10条 県は、市町村と連携協力して、別表に掲げる施策その他の特定援助者等支援のために必要となる施策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、特定援助者等支援が適切に行われるよう、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、特定援助者等支援の重要性について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、特定援助者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会)

第14条 県は、県が単独で、又は市町村、県民、事業者、関係団体等、民間支援団体等と協働して行う特定援助者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を検証するため、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、特定援助者等、特定援助者等支援を行う団体に属する者、特定援助者等支援について知見を有する者その他知事が適当と認める者から知事が任命するものとする。この場合において、委員のうち、2人以上は、県内において特定援助者等支援を現に行っている者とする。
- 4 委員は、引き続いて1年以上、国、県又は市町村の職員又は職員であった者が半数を超えてはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

- 2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項	鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉のまちづくりのための施設等の整備基準及び福祉のまちづくりの推進のために必要な施策に関する事項
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年鳥取県条例第		

会づくり審議会 略	28号) 第14条第1項に規定する 事項		
		略	

別表（第10条関係）

区分	施策の主な内容
特定援助者等に対する一般的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。 2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。 3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。 4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。 5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に届くよう適切に情報提供を行うこと。 6 特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。 7 特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。 8 特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。
ヤングケアラーをはじめとする特定援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。 2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと。 3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。 4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。 5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。 2 1に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。 3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。 4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。

(注) この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 アウトリーチとは、必要とする支援が届いていない者に対して、積極的に働きかけて、必要な支援を受けさせ、又は支援を受けるための情報を提供する手法をいう。
- 2 ソーシャルネットワーキングサービスとは、登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスのことをいう。
- 3 ピアサポートとは、同じような立場や課題に直面する者が互いに支え合うことをいう。
- 4 自助グループとは、同じ問題を抱える者が集まり、相互理解や相互支援を行う集団をいう。
- 5 ヤングケアラーとは、家族に介護その他のケアを要する人がいる場合に、大人と同様、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満の子どもをいう。
- 6 あいサポート運動とは、県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときにちょっとした手助けを行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- 7 認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の患者やその家族に対してできる範囲で手助けする者をいう。

(令和 4 年12月22日 月曜日 鳥取県公報 号外第81号)

議案第 20 号「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に対する附帯意見

本条例の施行に当たっては、住民に身近な市町村の役割が極めて重要であるが、各市町村において直面する状況も多様であり、取組の実施状況や充実度など、包括的支援体制の構築に向けた歩みが一律でないことを踏まえ、改めて県において市町村の理解を得ながら、市町村及び関係団体等との有機的連携を十分図るとともに、地域共生社会の実現に向けて本条例の実効性を確保するよう努めること。

第2期鳥取県再犯防止推進計画の策定について

福祉保健課

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)の施行を踏まえ、平成30年4月全国に先駆けて策定した「鳥取県再犯防止推進計画」が今年度最終年度を迎えます。第2期計画の策定に向け、各関係機関から幅広く意見を伺うため、「鳥取県再犯防止推進会議」を開催するなど作業を進めています。

※再犯防止推進法第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

記

1 鳥取県再犯防止推進会議の概要

(1) 構成団体

鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、鳥取労働局、鳥取少年鑑別支所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県BBS連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取県教諭師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、鳥取県地域生活定着支援センター、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県弁護士会、渡辺病院

※県警察本部、鳥取家庭裁判所、福祉保健課他関係課に加え、今年度から市町村もオブザーバーとして参加

(2) 第1回会議(令和4年8月8日)

第1期計画の振り返りを行ったほか、第2期計画の方向性について協議した。

(主な課題・意見等)

- ・地域生活定着支援センターの支援対象とならない高齢者や障がい者以外の出所者等も支援対象となる相談窓口を設けたほうがよい。
- ・保護観察所が所管する自立準備ホームの情報を共有してほしい。
- ・成果指標は、1つの機関の取組だけが反映されるのではなく、県全体の取組が広く反映されるものを定めたほうがよい。 など

(3) 第2回会議(令和4年12月19日)

第1回会議や書面での意見照会でいただいた御意見を踏まえ作成した骨子案について協議した。

(主な意見)

- ・公営住宅に居住している出所者が問題を抱えた場合に対応する相談員を増やしてほしい。
- ・第2期計画の間に、高齢者や障がい者以外の出所者等の相談支援体制を構築してほしい。
- ・第一次産業に対して労働者に労働の場を提供すること(農福連携)が期待されているので、関係機関にはぜひ注力してほしい。 など

2 第2期計画における主な課題と施策案

	課題	施策案(検討中)
1	高齢者や障がい者以外の出所者、少年院出所者等も支援対象となる相談窓口を設けたほうがよい。	相談支援体制の構築の検討。
2	出所者が帰住する市町村との連携は必要不可欠。	市町村職員等を対象とした研修や担当者会議の実施。
3	出所者と仕事とのマッチングが難しいことが多いほか、協力雇用主の増加が必要。	県立ハローワーク専門員等による支援、協力雇用主制度の普及啓発等
4	鳥取県家賃債務保証制度の利用促進。	制度について関係機関を中心により一層の周知を図る。
5	保護司や更生保護ボランティア団体の会員減少。	保護観察所や団体が行う保護司・会員募集への協力。
6	本計画について県民への周知が十分でない。	本計画や事業について、ウェブサイトや広報媒体を使ってわかりやすい発信を行う。

7	地域生活定着支援センターの機能や取組の周知、関係機関との連携促進が必要。	各種研修会での説明を通してセンターを周知し、連携を促進する。
8	薬物依存症支援拠点機関を中核とした地域医療連携協力体制の強化が必要。	東部にしかない薬物依存症専門医療機関について、中部・西部での選定に向けて調整を進める。
9	保護者に対する相談体制や家庭環境修復に向けた支援、発達障がい等の福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援が必要。	スクールカウンセラーと教員が協働した心理教育の推進や保護者・家庭への支援などの取組の継続と更なる充実を図る。

3 今後のスケジュール

国の第2次再犯防止推進計画の検討状況を踏まえながら、今後書面での意見照会や会議の開催、パブリックコメントを行って、令和5年4月を目途に第2期鳥取県再犯防止推進計画を策定する予定。

4 参考（国の状況）

令和5年1月下旬から2月上旬ごろまで「第2次再犯防止推進計画」（案）に対するパブリックコメントを実施し、3月中に閣議決定される予定。

<国が計画を策定する上で重要な取組として考えられる事項>

- ① 個々の適性や社会の労働需要も踏まえた就労支援の充実強化
- ② 対象者の特性に応じた住居の確保と支援の推進
- ③ 社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談及び支援連携の拠点の確保
- ④ 持続可能な保護司制度の在り方の検討と保護司活動に対する支援
- ⑤ 地方公共団体の役割の提示と支援スキームの確立を含む取組の促進
- ⑥ 保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進等
- ⑦ 特性に応じた処遇の充実強化及び犯罪被害者支援を踏まえた取組の推進
- ⑧ 再犯防止分野におけるデジタル化・情報利活用の推進等
- ⑨ その他の分野横断的な課題

社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位について

ささえあい福祉局障がい福祉課

令和4年度国補正における施設整備費補助金の国庫補助協議にあたり、令和4年度第1回社会福祉審議会で審議いただいたとおり国へ提出したことを報告するものです。

1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する障害福祉サービス事業所や障害者支援施設等（鳥取市を除く）について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と県が協調（国1/2、県1/4、事業者1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

〈スケジュール〉（先の予定についてはあくまで見込み）

令和4年9月末	要望照会回答締切
令和4年11月	第1回社会福祉審議会において優先順位設定基準及び令和4年度国補正に係る優先順位決定
令和5年12月23日	令和4年度国補正に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和5年2月下旬	令和4年度国補正に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
<u>令和5年2月上旬</u>	第2回社会福祉審議会において、令和5年度当初に係る優先順位決定及び令和4年度国補正に係る国庫補助協議状況等の報告
令和5年3月	令和4年度国補正に係る交付申請
令和5年3月末	令和5年度当初に係る国庫補助協議資料を国へ提出
令和5年6月	令和5年度当初に係る国から内示（内示後、事業開始可能）
令和5年7月	令和5年度当初に係る交付申請

2 近年の国予算と鳥取県への国庫補助金配分額（単位：千円）

	国 予 算	鳥取県国庫補助金配分額
R5当初	(見込) 5,400,000	未定
R4補正	9,900,000	未定
R4当初	4,812,175	39,100
R3補正	8,530,000	5,826
R3当初	4,812,175	37,166
R2補正	2,375,005	208,581
R2当初	17,440,262	341,594
R1補正	8,320,387	31,304
R1当初	19,500,000	237,912

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について

【概要】（詳細は別紙設定基準を参照。昨年度からの変更点はありません。）

- ・引き続き、受入れ先が不足している強度行動障がい児者及び重度障がい児者の定員を増加させる整備を最優先項目とする。
- ・新型コロナウイルス感染症が全国で猛威を振っており、引き続き、感染拡大防止のため、入所系施設における多床室の個室化に関する整備を優先的に行う。
- ・施設の防災・減災の観点から、耐震化整備・ブロック塀の改修・非常用自家発電設備整備・スプリンクラー整備を行う整備に加え、災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備を次の優先項目とする。引き続き、地域生活支援拠点の整備も優先的に行う。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和4年度国補正分）協議優先順位について

ささえあい福祉局障がい福祉課

令和4年度国補正における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、その優先順位をお諮りするものである。

1 令和4年度国補正社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位について

本会で併せてお諮りしている「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準」に基づき、下記のとりの優先順位とする。なお、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合もある。

記

整備区分 S（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当は2件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
1	特定非営利活動法人幸伸 （ふくわうちグループホーム（仮））	・共同生活援助 ・短期入所	創設（新設）
2	社会福祉法人光生会 （米子ワークホーム）	・施設入所支援 ・生活介護 ・就労継続支援 B 型 ・就労移行支援	大規模修繕 （非常用自家発電設備の更新）

※基準～抜粋～

(1) **①強度行動障がい児者、②重度障がい児者**（生活介護、**グループホーム**、放課後等デイサービス、短期入所に限る）を**対象とする定員を増加させる整備**。（①、②の順で優先とする。）

(3)施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、**②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備**、③災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①～⑥の順で優先とする。）

整備区分 A（定員を増加させる整備） ⇒ 該当なし

整備区分 B（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当は1件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
3	社会福祉法人敬仁会 （障害者支援施設敬仁会館）	・施設入所支援 ・生活介護	大規模修繕 （冷暖房施設・厨房温水ヒーター更新）

※基準～抜粋～

(1)安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。

(2)利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。

(3) (1)、(2)以外の修繕等。

整備区分なし（定員を増加させる整備のうち、圏域における提供体制が福祉計画値を上回っているもの） ⇒ 該当は1件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
4	特定非営利活動法人 発達障がい児親の会 C H E R R Y （チェリーズ2（仮））	児童発達支援	創設（新設）

※基準～抜粋～

(1) 整備区分の優先順位

S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

<現在の充足状況>

- ・令和5年度西部圏域計画値：141人
- ・令和4年11月時点提供体制：160人（休止中事業所10人を含む）
- ・充足率：113.4%

【令和4年度国補正】社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

【報告】別添一参考資料

【S 社会環境的要因により早急に対処が必要な改修等】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ○は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 集支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目			備考
													(1)強度・重度の受入 +定員 [合計4 強度2 強度2]	(2)感染症等の 感染拡大対策 を行う整備	(3)防災対策 を行う整備	
1	特定非営利活動法人 幸伸	理事長 岡本 真貴	ふくわちグループホーム (仮)	(共同生活援助) (短期入所)	創設	重度障がい者向けの共同生活 援助(田中サービス支援型グ ループホーム)の新設	共同生活援助18(0) 短期入所4(0)	米子市	140,718	66,600	44,400	74,118	494.36			R4国補正 協議中
2	社会福祉法人光生会	理事長 藤田 真治	米子ワークホーム	障害者支援施設 ・施設入所支援 ・生活介護 ・障害継続支援B ・障害移行支援	大規模修繕	非常用自家発電設備の更新	生活介護10(10) 障害継続支援B24(24) 障害移行支援6(6) 施設入所支援34(34)	米子市	7,480	5,610	3,740	1,870		○		R4国補正 協議中
小 計										72,210	48,140	75,988				

【A 定員を増加させる整備】 ⇒ 該当なし

【B 定員の増加を伴わない建て替え、改修等の整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ○は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 集支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目				備考
													(1)安全確保 の迅速改善	(2)利用者 の迅速改善	(3)その他の 修繕	(4)入所施設 居住率(一七五 増分)	
3	社会福祉法人教仁会	理事長 藤井 一博	障害者支援施設歌仁会館	障害者支援施設 ・施設入所支援 ・生活介護	大規模修繕	水廻り施設・厨房温水ヒーター の更新	生活介護 入所65(65) 通所80(80)	倉吉市	41,792	31,344	20,896	10,448		○			R4国補正協議 対象外 (協議を辞退)
小 計										31,344	20,896	10,448					

【なし 圏域における現状のサービスの提供体制(定員数)が県障害福祉計画による計画値以上である場合(充足率100%超の案件)】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ○は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 (カッコ内は整備前)	所在地	対象経費の 集支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目		備考	
													圏域におけるサービス提供体制がより少ないものを優先する。	優先項目		
4	特定非営利活動法人 CHERRY	理事長 松本 由香	チェリーズ2(仮)	(加重費支援)	創設	未就学の発達障害児を対象と した機能訓練等のサービス提 供する事業所の新設	児童発達支援 10(0)	米子市	63,280	47,460	31,640	15,820			R4国補正協議 対象外 (こども家庭庁 発足後措置)	
小 計										47,460	31,640	15,820				
合 計										151,014	100,676	102,256				

※本書内容により、12月23日に国に協議書を提出しました。(優先順位3位については、事業者より国協議を辞退する申出があったため、協議書の提出を行っていません。)

※優先順位4位の施設については、国から令和4年度補正及び令和5年度当初外れの指示があり、また、事業者から国協議を辞退する申出があったため、令和5年度の当初協議へのスライドは行いません。

鳥取県立バリアフリー美術館について

障がい福祉課

昨年12月にプレオープンした障がいのある人のアート作品に特化して展示するデジタル美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」が全作品の展示完了及びバリアフリー機能の充実を行って2月末にグランドオープンする予定です。

全方向から作品を鑑賞できるなど、デジタル技術を駆使し、実際に美術館を訪れているような感覚を実感でき、作品解説の手話翻訳や英訳、音声読み上げなど、多彩なバリアフリー機能により、デジタル化したアート作品を誰でも、いつでも、どこからでも、無料でインターネット上で鑑賞が可能です。

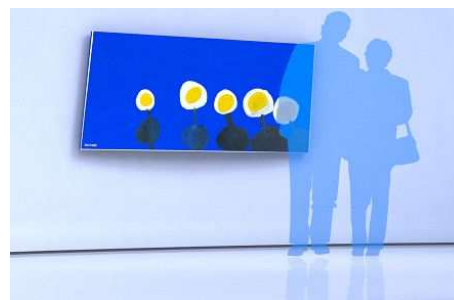
障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人の文化芸術へのアクセシビリティの向上を図ります。

<鳥取県立バリアフリー美術館の概要>

1 展示室

展示作品数：10室、最大110作品（一室あたり絵画、書等10点、3D立体作品1点）を予定。

展示室：常設展示室5室及び企画展示室5室の2つの展示空間を備える。



バリアフリー機能：作品解説の音声読み上げ、手話翻訳、英訳、展示作品の自動閲覧、文字サイズ・色合い変更など

2 常設展示作品例



木村広美（もみの木福祉会）：無題



植嶋大輔（アトスペースからふる）：無題



門脇悟（あかり広場）：無題



山本拓司（個人）：妖怪ですが何か



塩崎琴音（米子フリースクール）：無題



高橋俊和（ヴェルヴェチア）：無限向上心

3 企画展示

第1弾企画展として、「令和4年度あいサポート・アートとっとり展」の受賞作品等をデジタル化し展示。

「あいサポート運動」の取組状況等について

障がい福祉課

- 平成21年度に鳥取県からスタートした「あいサポート運動」は、今年13年目を迎えました。
- 鳥取県と連携協定を締結した8県16市6町及び韓国江原道においても「あいサポート運動」が展開されており、今後も協定締結自治体が増えていくよう運動のPR等に努めています。
- あいサポーター数は、60万人に達するなど、県内外で「あいサポート運動」が拡大しています。
- 13年にわたり取り組んできたあいサポート運動の更なる推進を図るため、あいサポート企業・団体の増加等に向けた取組を行っているところです。

《あいサポート運動》

誰もが、多様な障がいの特性、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動であり、平成21年11月に鳥取県で取組を開始。

[あいサポーター数等（令和4年11月末現在）]

あいサポーター数／全国：614,297人 鳥取県：82,257人
 あいサポーター企業・団体／全国2,479企業・団体 鳥取県：566企業・団体
 あいサポートメッセンジャー数／全国：4,840人 鳥取県：992人
 あいサポーター研修回数／全国：9,247回 鳥取県：2,017回

[あいサポート運動各種研修]

- あいサポーター研修（随時）
地域や企業・団体等からの要請による出前型の講座を実施。
- あいサポーター研修公開講座（年3回）
あいサポート運動の周知を図り、障がいについての理解を深めてもらうため、あいサポーター研修の公開講座を実施。
- あいサポーターステップアップ研修（年3回）
あいサポート企業・団体やあいサポートメッセンジャー等のステップアップを図る研修を実施。
 ≫ 障がいのある方に対する応対や周囲の支援の必要性について学ぶ（視覚障がいや精神障がい（アルコール依存症）への理解）
- あいサポートメッセンジャー養成研修（年3回）
あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセンジャーの養成を行う研修を実施。
 ≫ あいサポートメッセンジャーの活動、あいサポート研修を伝えるコツ など
- あいサポートメッセンジャーステップアップ研修（年1回）
様々な障がいについて更なる理解を深め、講師を行う上での技術等の習得を図る講座を実施。
 ≫ あいサポート研修の進め方の工夫・ポイント、あいサポートメッセンジャー同士の意見交換 など
- 地域実践塾（年3回）
あいサポーター等が、更に障がいへの理解を深めることで、地域や職場等での実践につなげていただくための学びの場として実施。
 ≫ 聴覚障がい者による手話講座・交流 など

■障害者差別解消法に関する本県の令和4年度の取組

障害者差別解消法が改正され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、障がい者差別解消に向けた取組を推進している。

<障害者差別解消法の理解促進研修の実施>

事業者等を対象とした障害者差別解消法やあいサポート精神の理解を深める研修を実施。

[令和4年度研修概要]

配信日時：令和4年12月14日（水）、12月17日（土）9:00～17:00 研修時間：90分間

講師・テーマ：植草学園大学副学長（教授）／毎日新聞客員編集委員 野澤和弘氏

障害者差別解消法を学び、考える

<合理的配慮の提供及びあいサポート運動の普及啓発>

合理的配慮の周知やあいサポート運動の更なる推進を図るため、テレビCMやSNS広告等を通じた情報発信を実施。

<障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金>

県内の民間事業者（障がい者を接客する機会の多い事業者）が実施する社会的障壁の除去に必要な経費の助成を行うとともに、優れた取組を横展開する。

[補助上限額] 30万円 [補助率] 2/3

[補助例] レストランメニューの点字化、音声コードの作成、筆談ボードの購入、携帯スロープの購入 等

※あいサポート企業・団体の場合、補助額が5万円に達するまでは補助対象経費の10/10（上限5万円）

<あいサポート企業・団体の拡大>

新たに「あいサポート企業拡大推進員」を配置し、事業者にあいサポート運動への参画を促すとともに、あいサポート精神や障害者差別解消法（合理的配慮の提供）の普及啓発を実施。

■令和5年度以降の取組

令和6年には、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されること、鳥取県ではじまったあいサポート運動が15周年を迎えることもあり、これらの取組を一層加速させる観点から、令和5年度において、周知啓発の強化、研修内容の見直しなどに取り組んでいきたいと考えている。

手話言語条例制定 10 周年・第 10 回全国高校生 手話パフォーマンス甲子園記念事業について

障がい福祉課

令和 5 年度は、

- 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催が 10 回目を迎える節目の年。
- 手話言語条例も制定 10 周年（鳥取県が全国に先駆けて平成 25 年度に制定）。

より多くの人々が手話言語に触れ、手話を身近に感じていただけるよう、手話パフォーマンス甲子園に加え、関連イベントやシンポジウム等を開催予定です。

手話言語条例制定 10 周年記念 第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園について

1 目的

ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

2 主催：手話パフォーマンス甲子園実行委員会（会長：鳥取県知事、事務局：障がい福祉課内）

3 共催：鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会

4 特別協賛：日本財団

5 特別協力：一般財団法人全日本ろうあ連盟

6 後援（予定）：内閣府、厚生労働省、文部科学省、鳥取市 ほか

7 開催日及び場所

開催日 令和 5 年 9 月下旬から 10 月上旬のうちの 1 日

場所 とりぎん文化会館（鳥取県民文化会館：鳥取県鳥取市尚徳町）

8 参加資格

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・特別支援学校高等部・高等専門学校（3 年生まで）・専修学校及び各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒

※参加募集期間：令和 5 年 4 月～6 月予定

9 演技内容

手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才など

関連イベントについて

- 鳥取が全国に先駆けて制定した手話言語条例の制定 10 周年記念式典を開催予定。
- また、手話言語条例の制定 10 周年と第 10 回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を記念し、手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現を図るため、きこえない人・きこえる人が共に楽しめる各種のイベントを鳥取県で実施予定。

きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』の設置について

令和5年1月13日
子ども発達支援課

1 目的

子どもの今後を考える上で必要な情報を提供し相談窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつけ、切れ目のない支援体制の中核となるセンターを令和4年7月12日に設置しました。

2 センターの概要

- (1) 運営方法：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会へ委託
- (2) 設置場所：鳥取市桜谷173-21
- (3) スタッフ：6名
センター所長（鳥取県聴覚障害者協会 石橋 大吾 事務局長が兼務）
相談員兼コーディネーター1名
支援員3名（相談支援兼手話通訳2名、聾当事者（ピア支援員）1名）、事務員1名
- (4) 相談受付時間：平日の午前9時から午後5時まで メール、FAXは24時間受付
中・西部在住者への相談は、オンライン・訪問相談を実施
- (5) 支援対象：きこえない・きこえにくい子どもとその家族、子どもの支援に関わる関係者 等
- (6) 連携機関：聾学校、聴覚障害者協会、医療機関、療育機関、言語聴覚士協会、地域の園・学校、相談支援事業所、福祉サービス事業所、行政等

3 取組状況

- 相談支援
対応件数 延34件（～12月末時点）
主な相談内容…子育てに関する事、言語発達に関する事 等
- 関係機関との連携・支援
 - ・ 聾学校の支援会議、市町村保健師との連絡会への参加
 - ・ 保育園への訪問の実施 等
- 協議会の開催
聴覚障がい児への支援に関わる、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者で構成された「きこえない・きこえにくい子どもの支援協議会（第1回）」を開催し、『きき』の業務内容や取組予定等について関係者間で情報共有を実施
- 情報収集、情報発信
 - ・ きこえない・きこえにくい子どもの状況調査により、県内の実態把握を実施
 - ・ 啓発リーフレット、ホームページの作成

4 効果

- ・ 支援員にきこえない・きこえにくい子どもの子育て経験者が配置されていることで、相談者のロールモデルとなりながら、日頃のあらゆる悩みについて気軽に相談できる環境となっており、当事者からは、「聾学校以外に、日常的な相談ができる機関ができてありがたい」、「子どもが『きき』に来るのを楽しみにしている」、「『きき』はこれからもずっとあってほしい場所」というような声が寄せられている。
- ・ 保育園、幼稚園、各学校へ状況調査を実施し、地域の中に潜在している難聴児の実態を把握することができた。
- ・ 難聴児支援に関わる、医療、療育、教育、福祉の各分野の関係者が一同に会する協議会を設置し、課題解決に取り組むための分野の垣根を越えた繋がりができた。

5 今後の課題

- ・ 設置場所が東部地区であることもあり、東部地区の相談が多くなっている。今後は、定期的な出張相談等、中部や西部の在住者にも支援が届きやすい体制を検討する必要がある。
- ・ 地域の中に潜在する難聴児の支援の手立てや支援者への効果的な啓発方法を検討する必要がある。

鳥取県医療的ケア児等支援センターの設置について

子ども発達支援課

1 目的

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、医療的ケア児等に対する支援の拠点となる鳥取県医療的ケア児等支援センターを令和4年6月22日に設置し、県内3か所に相談窓口を開設しました。

2 支援センターの概要

(1) 設置場所及びスタッフ

支援センター (総合窓口) [委託]	社会医療法人同愛会博愛こども発達・在宅支援クリニック(米子市両三柳1880) スタッフ:センター長(医師)、医療的ケア児等支援マネージャー(看護師、理学療法士)、事務職
東部相談窓口 [委託]	公益社団法人鳥取県看護協会(鳥取市江津318-1) スタッフ:医療的ケア児等支援マネージャー(看護師)、事務職
中部相談窓口 [直営]	中部療育園(倉吉市上井503-1) スタッフ:医療的ケア児等支援マネージャー(児童指導員)

(2) 相談受付時間:平日の午前9時から午後4時30分まで(問合せフォーム、FAXは24時間受付)

(3) 支援対象:医療的ケア児等とその家族及び関係機関

※医療的ケア児が成人となった後及び重症心身障がい児者を含む。

3 業務内容

①相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児やその家族の様々な相談への総合的な対応 ・医療的ケア児に係わる専門職、関係機関等への専門相談支援 ・調整困難事例への助言、相談支援 ・活用可能な社会資源等の情報提供 (相談方法) 電話、来所、訪問、オンライン
②関係機関との連携調整	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携し、医療的ケア児の状況を共有 ・多機関と連携した円滑な在宅移行支援及び継続的支援の実施 ・医療的ケア児等コーディネーターや後方支援看護師と連携した支援 ・小児期医療から成人期の医療への移行支援 ・ネットワークを構成する機関との連絡会の開催と有機的な連携 ・地域で実施する支援会議への参画、地域課題の共有、資源開発の支援
③人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例や最新の施策等の情報収集と発信及び理解啓発 ・医療的ケア児等コーディネーターの養成及びフォローアップ ・医療的ケア児支援者養成等の研修へのサポート ・関係機関への技術支援 ・支援者間、保護者間の交流促進

4 支援センターをバックアップするための連携・支援体制の整備

(1) 県立3療育機関への後方支援看護師の配置

(2) 鳥取県医療的ケア児等の支援に係る連携推進会議の設置及び県内体制整備アドバイザーの配置

5 相談状況

(1) 相談件数:延べ 517件(～12月末時点)

(2) 主な相談内容:医療的ケアの生活面での工夫(家族より)、就園、就学(家族、行政より)、医療福祉制度や利用手続き(医療機関、福祉事業所より)、研修(教育機関等より)

(3) 相談の具体例:

[相談内容] ①医療的ケアに必要な保育園児の地域の学校への就学を目指した相談(ケアの見直し、看護師の配置)

②就学後の放課後等デイサービスの受け入れ先の相談(医療的ケアへの対応、送迎)

[対応状況] 支援マネージャーが支援会議への参加及び保育園訪問を行い児童のケアの状況を確認し、就学後に向けたケアの整理と受け入れ候補施設の環境及び人的支援のマッチングを行っている。看護師の人材確保についても、既存看護師の活用方法などを市町村担当課と一緒に検討をしている。

福祉・医療施設感染対策センター（社会福祉施設）の取組状況について

令和5年2月2日
長寿社会課

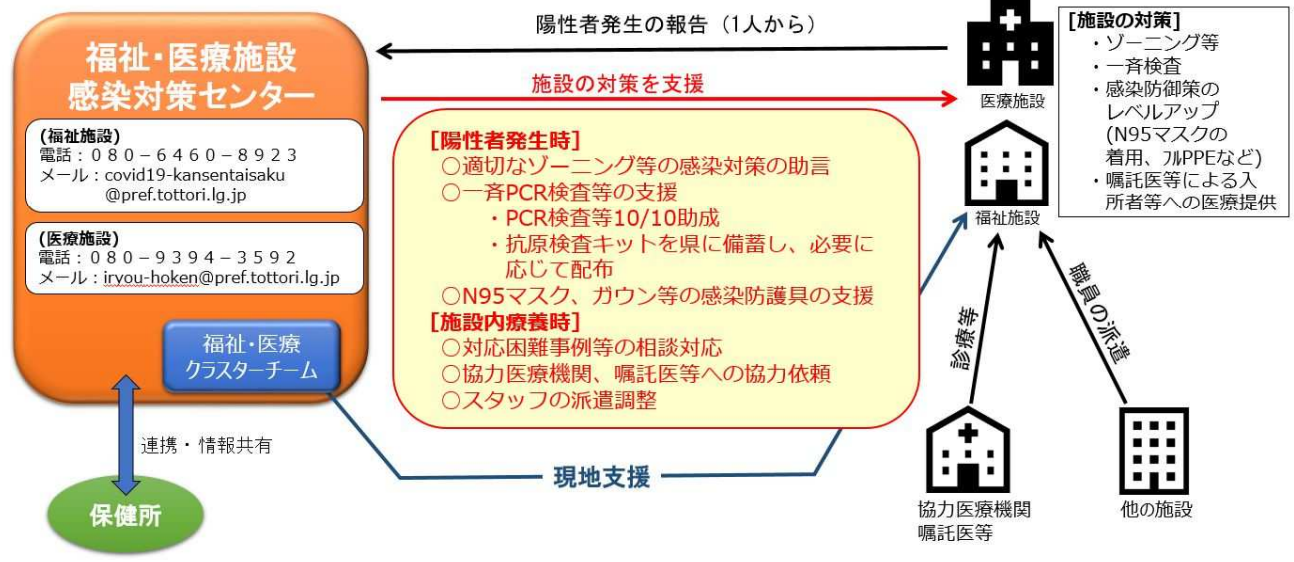
- 1 設置年月日 令和4年9月2日
- 2 9月2日から令和5年1月15日までの陽性者報告人数等
 - (1) 陽性者報告人数等 728 事業所（実数） 5,538 人（延べ人数）

施設区分	利用者	職員	計	事業所数
高齢者施設	2,652	1,917	4,569	514
障がい者施設	400	279	679	157
障がい児施設	155	135	290	57
計	3,207	2,331	5,538	728

- (2) クラスタ認定件数 161 件（延べ件数）
※原則クラスタ認定した事業所は現地指導を行っている
- (3) 抗原検査キット配布数（ ）は事業所数（延べ）
東部：20,175（209） 中部：6,250（80） 西部：13,950（165） キット配布事業所累計：454 事業所
- (4) 体制は県職員5人（陽性者報告見込み件数により動員人数を調整）及び派遣職員3名で運営

福祉・医療施設感染対策センターの設置について

本庁に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、福祉施設・医療施設からの陽性者の報告を受け、速やかに感染状況の把握等を行うとともに、施設の相談等に応じる体制を整備し感染拡大抑制を図る。



とっとりリトルベビーハンドブックについて

家庭支援課

母子健康手帳と並行して活用していただく、低出生体重児用の手帳として、鳥取県版リトルベビーハンドブックを作成しましたので、報告します。

1 リトルベビーハンドブック作成の背景等について

- 晩産化や不妊治療などにより小さく生まれる子どもが増えてきている状況がある中、十分な情報がなく、不安な思いをされている保護者をフォローする取組として、静岡県が平成30年4月から市町村の交付する通常の母子健康手帳に加えて配付を開始した。
- 低出生体重児の場合、身長・体重などの成長や運動・精神の発達が正期産児と比べて遅れることが多く、通常の母子健康手帳では記録できない項目もある。
- 発達の遅れや入院中の様子など、個人差を考慮した記録ができるため、低出生体重児の育児で大きくなる保護者の心理的な負担を軽減することができる。

(参考)

- ・静岡県の取組が、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチーム会議で紹介され、令和3年度は11県が作成している。
- ・令和2年度の県内出生数3,800人のうち、190件(人)に対して市町村による未熟児訪問指導が行われており、毎年約200人分の配付を予定している。

2 取組状況

(1) 関係者からの意見聴き取り

○6月10日に、鳥取大学医学部附属病院のNICU・GCU患者家族会「カンガルーファミリーの会」と「さくらんぼの会」、国際母子手帳委員会坂東事務局長と意見交換を実施し、家族会の方から出産にいたるまでのエピソードや思いをお聞きし、坂東事務局長からは手帳作成の助言をいただいた。

(意見)

- ・母子健康手帳は記入できる項目が少なく、白紙が多かった。フォローアップの受診や予防接種のときに病院のスタッフが開くくらいで、自分で開いて見ることはほとんどなかった。(家族会)
- ・医療従事者が良かれと思って書いたことが、保護者にとっては傷つくこともある。医療従事者視点からの情報提供は必要だが、そのような情報が多いと保護者の不安が増強する可能性もある。(事務局長)

※NICU：新生児集中治療管理室、GCU：新生児回復治療室

※カンガルーファミリーの会：鳥取大学医学部附属病院のNICU・GCUに入院経験のある出生体重2000g未満で生まれた子どもと保護者を対象にした家族会

※さくらんぼの会：早産、染色体異常(21トリソミー、18トリソミー、13トリソミー)、口唇口蓋裂、家で医療処置(在宅酸素、経管栄養、人工呼吸器など)が必要な子どもや保護者を対象にした家族会

○10月上旬に鳥取県周産期医療協議会及び市町村からも意見をいただいた。

(意見)

- ・NICU退院後に薬を何種類も処方されている子も多いので、退院後の医療的ケアなどを書く欄は多めにあったほうがよいのではないかと。(鳥取県周産期医療協議会委員)
- ・月齢記録の記入欄に「がんばりメモリー」とタイトルをつけていたが、十分に頑張っておられる皆さんなので「がんばり」という表現を気にされる方があるかもしれません。(市町村)

(2) リトルベビーハンドブック作成検討会

開催：6月29日、8月9日、9月28日の計3回

構成員：総合周産期医療拠点（県立中央病院及び鳥取大学医学部附属病院）の医師や看護師、鳥取療育園の理学療法士、家族会、市町村保健師

3 配付

○令和5年1月から、県内のNICUを通じて対象者に配付している。

○配付前にNICUを退院した低出生体重児の保護者には、希望された方に市町村または、県内の発達フォローアップ受診医療機関から配付している。

※県内NICU：鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院

県内発達フォローアップ受診医療機関：鳥取県立厚生病院、鳥取市立病院、山陰労災病院

※実際の大きさはA6サイズになります。

表紙



低出生体重児に起こりやすいこと

第4章 知っておきたいこと

小さく生まれた赤ちゃんに起こりやすいこと

生まれた時の体重が2,500g未満の赤ちゃんを低出生体重児、1,500g未満を極低出生体重児、1,000g未満を超出生体重児といいます。また、予定日より早く生まれ、お母さんのお腹の中にいた期間が37週未満の赤ちゃんを「早産児」といいます。

脳

血管にもろい部分があったり、血流調節が未熟なことがあります。

感染

お母さんから十分に抗体をもらっていないため、感染に弱い傾向があります。

心臓

心筋が未熟だったり、出生後閉じる動脈管がなかなか閉鎖しないことがあります。

肺

肺が柔らかみにくく、呼吸が速かったり、酸素や呼吸器が必要になることがあります。

血液

黄疸が進行しやすかったり、貧血になることがあります。

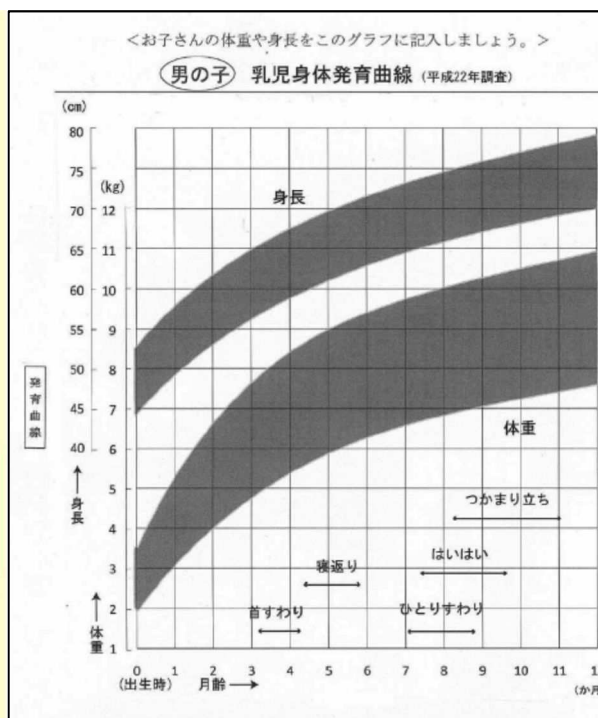
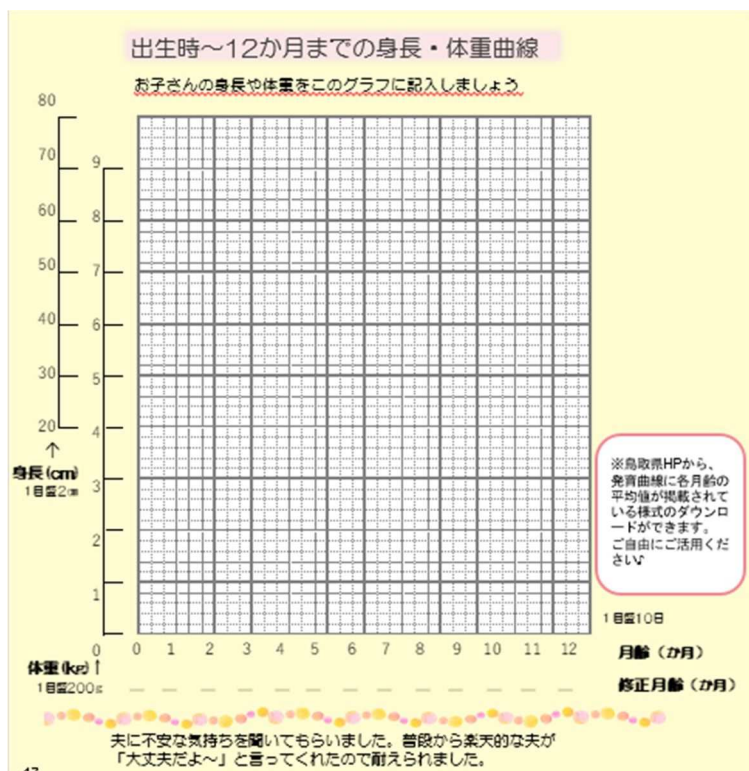
体温

体温調節が未熟で低体温になりやすいです。

体の機能が未熟で医療的ケアが必要だったり、発達もゆっくりだったりしますが、同じ早産児でも、経過はその子の子で様々です。起こりやすい症状や成長の見通しなど、医師や看護師に相談してみましょう。

下図左がとっとりリトルベビーハンドブックに掲載している、身長・体重曲線を記載するページ。本県版は、家族会の意見をふまえ、発育曲線を除いた。(極低出生体重児用発育曲線を記載したページは県のホームページからダウンロードできる。)

下図右が通常の母子健康手帳に掲載されている乳児身体発育曲線のページ。



安心こども基金、保育所等整備交付金により整備を行う
保育所等について（報告）

子育て王国課

令和4年度に、国費を積み立てた「安心こども基金」等を活用し、保育所等の施設整備を以下のとおり実施しています。

（参考）事業の比較

	安心こども基金	保育所等整備交付金
実施主体	市町村	市町村
対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所
対象事業	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、防音壁整備、防犯対策強化
補助率	基金（国）1／2、市町村1／4、事業者1／4 ※新子育て安心プランに参加する場合（創設、増築、増改築のみ） 国2／3、市町村1／12、事業者1／4	国1／2、市町村1／4、事業者1／4 ※新子育て安心プランに参加する場合（創設、増築、増改築のみ） 国2／3、市町村1／12、事業者1／4

※安心こども基金、保育所等整備交付金のいずれでも対象となる事業は、原則基金を活用する。
（ただし、2か年事業は保育所等整備交付金でのみ対応可能）

1 安心こども基金

（1）認定こども園稲葉幼稚園・稲葉保育園（鳥取市）

ア 事業計画

施設名	認定こども園稲葉幼稚園・稲葉保育園 （幼保連携型認定こども園）
整備区分	大規模修繕
所在地	鳥取市滝山449-1
設置主体	学校法人稲葉幼稚園
定員	220人
整備概要	老朽化した園舎床の大規模修繕を行う。
事業期間	令和4年8月～令和4年10月

イ 事業費

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	安心こども基金	市費	
6,710	3,355	1,677	1,678

(2) 赤碕こども園（琴浦町）

ア 事業計画

施設名	赤碕こども園（幼保連携型認定こども園）
整備区分	大規模修繕
所在地	東伯郡琴浦町赤碕1867-8
設置主体	社会福祉法人赤碕保育園
定員	110人
整備概要	老朽化した園舎屋根、外壁、トイレ等の大規模修繕を行う。
事業期間	令和4年9月～令和4年12月

イ 事業費（予定）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	安心こども基金	町費	
32,525	17,740	8,131	6,654

2 保育所等整備交付金

(1) 認定こども園第三幼稚園（鳥取市）

ア 事業計画

施設名	認定こども園第三幼稚園（幼保連携型認定こども園）
整備区分	増改築
所在地	鳥取市浜坂三丁目16-3
設置主体	学校法人鳥取学園
定員	125人
整備概要	幼保連携型認定こども園への移行とともに、老朽化が進む園舎について耐震診断の結果を踏まえ全面改築を行う。
事業期間	令和3年6月～令和4年11月

イ 事業費（予定）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	保育所等整備交付金	市費	
128,801	54,229	6,778	67,794

(2) 福生保育園（米子市）

ア 事業計画

施設名	福生保育園（保育所）
整備区分	大規模修繕
所在地	鳥取県米子市上福原2-2-1
設置主体	社会福祉法人米子福祉会
定員	120人
整備概要	衛生環境の改善及び感染症対策のため、トイレの床の乾式化・和式トイレから洋式トイレへの改修を行う。
事業期間	令和4年9月～令和4年10月

イ 事業費 (単位：千円)

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	保育所等整備交付金	市費	
4,730	2,365	1,182	1,183

(3) 梅檀保育園（境港市）

ア 事業計画

施設名	梅檀保育園（保育所）
整備区分	大規模修繕
所在地	境港市東本町83
設置主体	社会福祉法人晴天会
定員	120人
整備概要	老朽化した外壁の大規模修繕を行う。
事業期間	令和4年10月～令和5年1月

イ 事業費（予定） (単位：千円)

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	保育所等整備交付金	市費	
9,460	4,730	2,365	2,365

(4) 防犯対策強化整備事業

保育所等整備交付金を活用し、以下のとおり施設の防犯対策強化を実施する。 (単位：千円)

市町村名	施設名（施設種別）	整備区分	事業費		整備内容
			内交付金		
鳥取市	わかば台こども園（幼保連携型認定こども園）	防犯対策の強化に係る整備	1,298	649	門扉の取替改修
	のぞみ保育園（保育所）		591	295	門扉の取替改修
	浜坂保育園（保育所）		966	483	非常通報装置、防犯カメラの設置

(参考) 防犯対策強化整備事業の対象は非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等（フェンスやブロック塀等）の設置・修繕等。

保育所等における不適切行為への対応について

子 育 て 王 国 課
 (中部総合事務所県民福祉局)
 (西部総合事務所県民福祉局)

県内2カ所の保育施設において、不適切な行為が行われていたことが認められたことから、文書による改善指導を行ったところ、各施設から改善報告書の提出がありましたので、その状況を報告します。

【中部総合事務所管内の認可保育施設】

1 対象施設及び不適切な行為

県民の方から「3年前くらいから園で子どもを叱る怒鳴り声が聞こえており、今年の春頃から特にひどくなっている。」との情報提供を受け、児童福祉法に基づく立入調査を行ったところ、施設園児に対する不適切行為が行われていたことが認められたもの。

- (1) 中部総合事務所管内の民間法人が運営する認可保育施設 1 施設
- (2) 確認した不適切な行為

- ・ 1名の職員が少なくとも3年前、2年前、今年度に園児が怪我をしないように注意する場面や園児にしつけを行う場面において、大きな声やきつい言い方で叱責することがあった。
- ・ 他の職員数名も園児に対して強い口調になったり、感情コントロールができず、つきつい言葉が出てしまうことがあった。
- ・ 園長は、大きな声やきつい言い方で叱責する職員がいることを認識していながら、当該職員への具体的な指導を行わなかったとともに、他の職員と情報を共有して他の職員にも注意喚起することはなかった。また、職員が助言し合うことができる職場環境の構築が出来ていなかった。

2 施設に対する指導及び施設からの報告

不適切保育事案に対し、令和4年12月14日に文書指導を行い、令和5年1月16日に改善報告書が提出された。

県の指導内容	施設からの報告概要
① 不適切な行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児への指導や言葉かけなど、子どもの人権への認識が職員間で差があったことから、人権をテーマにした研修を早急に行うとともに、今後も定期的に研修を行い職員の意識改革を図っていく。 ・ これまで職員会は正職員のみで開催し非正規職員へは事後報告としており、職員間で情報共有して助言し合う職場環境でなかったことから、令和5年1月からは、これを全員参加に改め、情報の断絶を無くして気軽に話し合える雰囲気づくりを目指す。 ・ 園長は大きな声やきつい言い方で叱責する職員がいることを把握していたが、当該職員へ具体的な指導を行っていなかったことから、今後は職員や保護者から、このような声があった場合には迅速に対応するとともに、これまで以上に職員や園児の日々の様子に目配りしていく。
② 再発防止に向けた取組について検討し、実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員全員が、子どもに身体的、精神的苦痛を与えない保育の実施を再認識しているところであり、今後も虐待防止や人権、メンタルヘルスなどの各種研修会を継続して実施するとともに、職員全員が参加して日頃の気づきや悩みを自由に話し合う研修の場を設けることとしている。
③ 今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月26日に保護者説明会を実施して行政指導の内容と状況の説明を行ったほか、1月末を目途に取組方針の保護者説明会を開催する予定としている。なお、1月5日から保護者の方が気兼ねなく声を届けることができるよう園の玄関横に「ご意見箱」を設置している。

3 今後の対応

園は、県からの指導文書を踏まえて、改善に向けて真摯に対応していることから、県は、改善報告書の取組を継続的に確認し、助言指導を行っていくこととする。

なお、継続的に確認する中で、取組が不十分である場合や改善の効果が見られないと判断した場合には、再度の改善指導や児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告又は改善命令を行うことを検討する。

【西部総合事務所管内の届出保育施設】

1 対象施設及び不適切な行為

施設園児の保護者からの情報提供を受け、児童福祉法に基づく立入調査を実施したところ、施設園児に対する不適切な行為が行われていたことが認められたもの。

- (1) 西部総合事務所管内の民間法人が運営する届出保育施設 1 施設
- (2) 確認した不適切な行為

- ・施設主催運動会のリレーにおいて、園児がふざけて走ったこと等に対し施設長が園児 3 名の頭を手で押した。その後、法人代表者が園児 1 名を他の園児の前に出し、大きな声で叱責し謝らせた。
- ・運動会以外の保育現場においても、園児への指導・しつけという認識で、園児の頭をはたく、手を強く引っ張る、倉庫と一緒に入るといった行為を施設長又は園長が行ったことがあった。

2 施設に対する指導及び施設からの報告

不適切保育事案に対し、令和 4 年 11 月 30 日に文書指導を行い、令和 5 年 1 月 4 日に改善報告書が提出された。

県の指導内容	施設からの報告概要
① 不適切行為を行った原因検証と課題整理を行い、職員間で共有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 園職員による職員会議を複数回開催。園職員に対して今回の経緯を説明、報告、謝罪し、今後の対応の協議を重ねた。また、第三者委員を通じるなど、保護者の意見等の確認も実施。 ② 原因検証の結果は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・園行事である運動会で園児の成長した姿や結果を求めすぎ、リレーのやり直しをするに当たり、園幹部など園児に関わる者の感情が高ぶり冷静な判断ができず、不適切事象が発生した。これらは決して許されることではなく、当事者の園児、その場にいた園児に大変申し訳ないことをした。 ・倉庫と一緒に入るなどの行為は、園児の気持ちの高ぶりを抑えるためであったが、入った場所や対応について一人で判断をしたことに問題があった。 ③ 職員間の意見交換やセルフチェックを通し、虐待の捉え方の再認識、園幹部が冷静な判断ができていない状況が生じたことから、子ども達への適切な指導を統一し、安全な保育を提供できるよう努める。
② 再発防止に向けた取組について検討し、実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の研修受講とセルフチェック <ul style="list-style-type: none"> ・不適切行為を行った職員をはじめ、職員が外部の研修を受講。今後も継続して参加。 ・職員のセルフチェックは定期的に実施(内容の見直しを検討中)。職員面談等を行い、その評価・助言を行う。 ② 園の職員による「不適切な保育対策委員会」の設置(令和 4 年 12 月 3 日) <ul style="list-style-type: none"> ・「不適切な保育対策委員会」を設置し、具体的な取組内容を意見交換しながら進めるため定期的に開催し、今後の取組に向けた検討を行っている。 ③ 保護者の意見を受け取る仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・当該クラスの保護者会を 11 月 5 日に立ち上げ、第三者委員の方が保護者の代表とのつなぎ役となり、何かあれば園に連絡が入る。保護者会は、来年度以降、全クラスに立ち上げてもらう。 ・園内に保護者等からの意見を自由に受け取る「意見箱」の設置や自由に保育を保護者等に見学してもらうフリー参観を実施。 ・保護者の方が意見を伝えやすくなる手法を更に考える。
③ 今後の取組方針等に係る保護者への説明責任を果たすこと。	<p>当該クラスの保護者をはじめ、11 月 5 日に全保護者向けの説明会を実施し、経緯の説明と謝罪を行い、今後の取組についても説明。来年度入園内定者へも面談時に不適切行為や今後の園の対応について個別に説明した。</p>

3 今後の対応

当該園に対しては、報告受領後、1 月 16 日に聞き取り調査を実施した。本報告のとおり県の指導事項に対して対応を進めており、改善方針について保護者からは理解を得ている。また、今後も保護者会や第三者委員を経由するなどして保護者が園に対して意見を言いやすい環境づくりもされている。

県は、現時点において、再度の改善指導、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告及び同条第 4 項に基づく公表の措置は行わない。再発防止策が継続的に取り組まれるよう、継続的に取組の状況確認、助言指導や情報提供を行うこととしているが、取組が不十分である場合や改善の効果が見られないと判断した場合には、改善指導、改善勧告等を行うことも検討する。

教育・保育施設等における安全・安心推進への取組について

子育て王国課

教育・保育施設等における重大事故の未然防止や事故発生時の適切な事故対応の推進、再発防止の徹底を図ることを目的として、令和4年度実施している取組状況を報告します。

1 教育・保育施設等における安全・安心推進事業

(1) 安全管理研修（基礎研修）

県内保育施設等の全職員が安全管理に関する最新の正しい知識・情報の習得ができるよう、動画配信により安全管理研修を実施した。（約300施設、6,800人を対象に実施）

(2) 保育関係団体等が行う安全対策取組強化支援（専門研修）

保育関係団体、幼稚園関係団体等が行う団体内での安全対策の取組強化（団体主催の専門研修）への支援を実施する。（鳥取県子ども家庭育み協会、鳥取県私立幼稚園・認定こども園協会の2団体へ補助予定）

(3) 安全管理現地指導

園医、保育関連分野の研究者など子どもの心理・行動に精通した者による現地指導を実施し、施設内における動線の見直しや危険個所の改善を促す。（1施設へ補助を実施（10千円））

(4) 送迎車両ドライブレコーダー購入経費補助

送迎車両を運行している保育施設等に対して、車内の状況を記録できる360度ドライブレコーダーの購入経費の一部を補助した。（14法人36台分補助を実施（774千円））

(5) 私立幼稚園の指導監査等の強化

私立幼稚園へ保育所と同等の視点で認可基準の順守状況、安全管理状況等を確認する「私立幼稚園運営状況調査」を実施した。（全15施設）

2 保育所等における送迎用バス運行体制に関する緊急点検・安全対策への取組

令和4年9月に静岡県での認定こども園において、送迎バスに置き去りとなった園児が死亡する事故が発生したことを受け、県内で送迎バスを運行する保育施設等における運行体制、安全管理の状況について緊急点検を実施。県が作成した「鳥取県版教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン」をもとに、40施設78台を点検した。

送迎バスにおける幼児等の置き去り防止を支援する安全装置の装備が義務付けられることから、必要な経費を支援する。（現在、国において安全装置の内容について検討されている。）

3 児童福祉行政指導監査における実地監査の実施について

保育所等の指導監査は、令和3年度まで3年に1回の実地としていたが、令和4年度から全施設を実地監査することとしている。

令和4年度は事故防止マニュアルの作成や危機管理体制などを確認するとともに、全国的に発生している不適切な保育について、事案が発生した場合の対応マニュアルを確認するなど、安全管理状況の確認を重点的に実施している。

4 令和5年度の予算要求状況

(新規) <子ども虐待の防止対策研修> 予算額500千円

県内保育施設等の全職員が、子どもの虐待を防止するための研修を動画配信により実施する。

(新規) <子ども向け安全教育講習> 予算額200千円

園での安全教育の一環として、子ども向け動画を作成し配信する。

(新規) <安全管理に係る施設整備> 予算額2,000千円

専門家等による安全管理に係る現地指導を実施した施設を対象に、指導指摘箇所の改修・改善を実施する場合の経費を補助し、施設内の安全管理の強化を図る。

(拡充) <保育関係団体等が行う安全対策取組強化支援（専門研修）> 予算額100千円（増額50千円）

団体への補助額を増額し、県外講師による研修の実施など、より幅広い活動が可能となるよう支援する。

5 その他（保育施設等における虐待通報システムのご案内）

県では保育施設等における虐待事案の早期発見につなげるため、保護者、施設職員や一般の方からの虐待の通報を受け付ける専用ページを鳥取県公式ホームページ内に開設しています。保育施設等における虐待の種別や例を掲載するとともに、虐待が確認された場合の通報フォームを設け、早期の情報提供を呼び掛けています。

（県ホームページアドレス）<https://www.pref.tottori.lg.jp/tuuhou/>